

九州大学公開講座規程

令和2年度九大規程第106号
制定：令和3年3月30日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大規程第119号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学公開講座の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 九州大学公開講座は、九州大学（以下「本学」という。）の研究・教育成果を広く社会に公開し、専門的、総合的な研究・教育成果を広く学習できる機会として一般市民を対象に実施することを目的とし、本学が主催するものとする。

(実施手続)

第3条 公開講座の実施を予定する者は、所定の期日までに、実施計画書を所属部局の長を通じて九州大学社会連携推進室長（以下「推進室長」という。）に提出しなければならない。

2 推進室長は、前項により提出された実施計画書に基づき、公開講座の実施を決定するものとする。

(審議機関)

第4条 本学における公開講座に関する以下の事項については、九州大学社会連携推進室会議において行う。

- (1) 公開講座の企画立案及び実践活動に関すること。
- (2) 前条により提出のあった実施計画書に係る経費配分に関すること。
- (3) その他公開講座に関する重要な事項

(報告)

第5条 公開講座を実施した者は、公開講座終了後1か月以内に、所属部局の長を通じて推進室長に実施報告を行わなければならない。

(講師)

第6条 公開講座の講師は、本学の教職員とする。ただし、必要がある場合は、本学教職員立ち会いの下、学外の学識経験者を講師とすることができる。

(適正開講)

第7条 公開講座の実施に当たっては、目的に沿って、適正に行わなければならない。

2 推進室長は、公開講座を実施する者が、この規程に違反したときは、当該許可の取り消し、又は開講を中止させることができる。

(名称使用)

第8条 この規程に基づき実施される九州大学公開講座以外のものについて、九州大学公開講座の名称又は九州大学公開講座と誤認させるような名称を使用してはならない。

(講習料)

第9条 公開講座の講習料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表の額によりがたい場合は、当該公開講座を実施する部局の長が別に定めることができる。

2 前項ただし書きの規定により公開講座の講習料を定めた場合は、第3条に定める実施計画書とともに、講習料計画書を提出しなければならない。

3 公開講座の講習料は、所定の期日までに徴収するものとする。

4 既納の講習料は、還付しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は本学の都合により公開講座の全部又は一部を中止したときは、講習料の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

(受講証明書)

第10条 公開講座を受講し、所定の課程を修了した者には、総長又は部局長等から修了

証書を授与することができる。

(事務)

第11条 公開講座に関する事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、企画部社会共創課において行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 講座当たり時間数	公開講座講習料
5 時間以下	5, 5 0 0 円
5 時間を超え 1 0 時間以下	6, 5 0 0 円
1 0 時間を超え 1 5 時間以下	7, 5 0 0 円
1 5 時間を超え 2 0 時間以下	8, 5 0 0 円
2 0 時間を超え 2 5 時間以下	9, 5 0 0 円
2 5 時間を超え 3 0 時間以下	1 0, 5 0 0 円
3 0 時間を超え 3 5 時間以下	1 1, 5 0 0 円
3 5 時間を超え 4 0 時間以下	1 2, 5 0 0 円
4 0 時間を超え 4 5 時間以下	1 3, 5 0 0 円
4 5 時間を超え 5 0 時間以下	1 4, 5 0 0 円
5 0 時間を超え 5 5 時間以下	1 5, 5 0 0 円
5 5 時間を超え 6 0 時間以下	1 6, 5 0 0 円
6 0 時間を超え 6 5 時間以下	1 7, 5 0 0 円
6 5 時間を超え 7 0 時間以下	1 8, 5 0 0 円
7 0 時間を超え 7 5 時間以下	1 9, 5 0 0 円
7 5 時間を超え 8 0 時間以下	2 0, 5 0 0 円
8 0 時間を超え 8 5 時間以下	2 1, 5 0 0 円
8 5 時間を超え 9 0 時間以下	2 2, 5 0 0 円
9 0 時間を超え 9 5 時間以下	2 3, 5 0 0 円
9 5 時間を超え 1 0 0 時間以下	2 4, 5 0 0 円
1 0 0 時間を超え 1 0 5 時間以下	2 5, 5 0 0 円
1 0 5 時間を超え 1 1 0 時間以下	2 6, 5 0 0 円